

○和光市下水道排水設備指定工事店規程

平成26年3月3日

公企管規程第6号

改正 平成27年2月12日公企管規程第1号

平成28年3月18日公企管規程第4号

令和2年4月1日公企管規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、和光市下水道条例（昭和55年条例第11号。以下「条例」という。）

第8条の規定に基づき指定する下水道排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の新設、増設、改築、修繕及び撤去の工事をいう。

(2) 下水道排水設備指定工事店 排水設備工事の施工ができるものとして管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。

(3) 下水道排水設備工事責任技術者 埼玉県下水道協会（以下「県協会」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「試験」という。）に合格し、市に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

(指定工事店の要件)

第3条 指定工事店は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 埼玉県内に営業所又は店舗があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 排水設備工事を施工する者（法人にあっては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

イ 排水設備工事を施工する者（法人にあっては代表者及び役員）が第21条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事店が、第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 排水設備工事を施工する者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

（指定の申請）

第4条 指定工事店の指定を受けようとする者は、和光市下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて管理者に申請しなければならない。

（1） 個人の場合は、住民票の写し、履歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類

（2） 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

（3） 営業所又は店舗の平面図及び付近見取図（様式第2号）並びに写真

（4） 専属責任技術者名簿（様式第3号）及び雇用関係を証する書類

（5） 専属する責任技術者の責任技術者証の写し

（6） 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

（7） その他管理者が必要と認める書類

（指定の有効期間）

第5条 指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して5年を経過した日以後の最初の9月30日までとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（指定の更新）

第6条 指定工事店は、前条に規定する指定の有効期間の満了に際し、引き続き指定工事店として指定を受けようとするときは、その満了の日の1月前までに、和光市下水道排水設備指定工事店指定申請書に第4条各号に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に添付する書類のうち管理者がその必要がないと認めるものは、これを省略することができる。

(指定工事店の指定)

第7条 管理者は、第4条及び前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適格と認めた者を指定工事店として指定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定工事店に対し、和光市下水道排水設備指定工事店指定決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(指定工事店証の交付)

第8条 管理者は、前条の規定による指定をした指定工事店に対し、和光市下水道排水設備指定工事店証(様式第5号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所又は店舗内の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、遅滞なく和光市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第6号)により指定工事店証の再交付を管理者に申請しなければならない。

4 指定工事店は、第11条第1項及び第2項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに管理者に指定工事店証を返納しなければならない。

5 指定工事店は、第11条第2項の規定により指定の効力を停止されたときは、その期間指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第9条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 排水設備工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 排水設備工事は、適正な工費で施工し、及び工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 排水設備工事の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

- (5) 排水設備工事は、条例第6条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 排水設備工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならない。
- (7) 条例第7条に規定する検査の合格後1年以内に生じた故障については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。
- (9) 条例第7条第1項の検査を受けるときは、当該排水設備工事を行った責任技術者を立ち合わせなければならない。
- (10) 条例第7条第1項の検査に合格しなかったときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。
- (11) 自己の責に帰すべき事由により市に損害を与えた場合は、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。

(指定の辞退及び異動等の届出義務)

第10条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業の廃止若しくは休止をしようとするときは、直ちに和光市下水道排水設備指定工事店辞退届（様式第7号）により管理者に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに和光市下水道排水設備指定工事店異動届（様式第8号）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所又は店舗を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動又は変更があったとき。
- (6) 営業所の所在地及び電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は停止)

第11条 管理者は、指定工事店から前条第1項の規定による届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 管理者は、指定工事店が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例、和光市下水道条例施行規程（平成26年公企管規程第5号）又はこの規程に違反したとき。

(2) 指定工事店としての信用を著しく失墜させる行為があったとき。

3 管理者は、前項の規定による指定の取消し又は停止をしたときは、和光市下水道排水設備指定工事店指定取消・停止通知書（様式第9号）により通知するものとする。

4 第2項の規定による取消し又は停止によって生ずる損害については、市は、その責任を負わない。

（指定工事店の工事に係る利害）

第12条 管理者は、指定工事店が施工する排水設備工事に係る利害について、一切の責任を負わない。

（責任技術者の登録）

第13条 管理者は、責任技術者の登録について、次条から第19条までの規定により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県協会内の他の市町村（県協会に試験実施を委託している市町村及び一部事務組合をいう。以下同じ。）に責任技術者の登録をした者は、和光市の責任技術者として登録した者とみなす。

（責任技術者の登録資格）

第14条 県協会が実施する試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 前項に定めるものが次のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 不法行為又は不正行為によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消された日から2年を経過していない者

(3) 心身の故障により排水設備の事業を適切に行うことができない者として県協会が定めるもの

（責任技術者の登録申請）

第15条 前条の資格を有する者で、責任技術者としての登録を受けようとする者は、試験に合格した年の翌年2月末日までに、和光市排水設備工事責任技術者登録申請書（様

式第10号)に、次に掲げる書類等を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 試験に合格したことを証する書類の写し
- (3) 履歴書
- (4) 写真

2 管理者は、前項の規定による申請（この条において「申請」という。）があったときは、その内容を審査し、適格と認めた者を和光市排水設備工事責任技術者名簿（様式第11号）に登録するものとする。

3 前条の資格を有する者は、第1項に規定する期日までに申請をしないときは、その資格を失う。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、管理者が別に定める日までに申請をすることができる。

（責任技術者証）

第16条 管理者は、前条第2項の規定により責任技術者の登録をしたときは、和光市排水設備工事責任技術者証（様式第12号。以下「責任技術者証」という。）を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、住所、氏名、勤務先等に異動があったときは、直ちに責任技術者住所等異動届（様式第13号）に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、管理者に届け出なければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書（様式第14号）により責任技術者証の再交付を管理者に申請しなければならない。

5 責任技術者は、第21条の規定により責任技術者の登録を取り消されたとき又は登録の効力を停止されたときは、責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならない。

（登録の有効期間）

第17条 責任技術者の登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、当該登録を受けた日から5年とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、当該期間を延長し、又は短縮することができる。

（登録の更新及び更新講習）

第18条 責任技術者の登録を受けた者は、登録期間の満了後も引き続き責任技術者の登録を受けようとするときは、当該期間が満了する日までに責任技術者の登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、県協会が実施する更新講習を受講しなければならない。

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、登録期間が満了する日の1月前までに、和光市排水設備工事責任技術者登録申請書に次に掲げる書類等を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 更新講習受講修了証の写し
 - (3) 履歴書
 - (4) 写真
- (登録替え)

第19条 第15条又は前条第3項の規定により既に和光市で登録を受けている責任技術者は、県協会内の他の市町村に登録替えの申請をすることができる。

2 前項の登録替えの申請をしようとする者は、管理者に対して和光市排水設備工事責任技術者登録抹消申請書（様式第15号）により登録抹消の申請を行い、和光市排水設備工事責任技術者登録抹消証明書（様式第16号）の交付を受けなければならない。

3 県協会内の他の市町村に登録されていた責任技術者で、和光市に登録替えを希望する者は、登録抹消の日から2月以内に、和光市排水設備工事責任技術者登録申請書に当該登録を抹消した旨を証する書類及び第15条第1項各号に掲げる書類等（同項第2号の書類を除く。）を添えて管理者に申請しなければならない。

4 前項の登録替えによる登録期間は、第17条の規定にかかわらず、それまでの登録の残存期間とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該期間を延長し、又は短縮することができる。

(責任技術者の責務)

第20条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

い。

3 責任技術者は、他の指定工事店の責任技術者を兼ねることができない。

(登録の取消し又は停止)

第21条 管理者は、責任技術者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲で登録の効力を停止することができる。

(1) 条例、和光市下水道条例施行規程又はこの規程に違反したとき。

(2) 責任技術者としての信用を著しく失墜させる行為があったとき。

(3) 他の自治体において、当該自治体が定める下水道に関する条例、規則又は規程に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により登録の取消し又は停止をしたときは、和光市排水設備工事責任技術者取消・停止通知書(様式第17号)により通知するものとする。

(公示)

第22条 管理者は、指定工事店に関し、次のいずれかに掲げる措置をしたときは、その都度公示するものとする。

(1) 指定工事店を新たに指定したとき。

(2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。

(3) 指定工事店の指定の有効期間の満了に際し、継続して指定しなかったとき。

(4) 第10条第2項の規定による届出(同項第2号、第3号又は第4号に係るものに限る。)を受理したとき。

2 管理者は、県協会が試験又は更新講習を実施するときは、あらかじめ試験又は講習の日時等を公示しなければならない。

(審査委員会)

第23条 管理者は、第11条の規定による指定工事店の指定の取消し若しくは停止又は第21条の規定による責任技術者の登録の取消し若しくは停止に関し、調査及び審査をすることが必要と認めるときは、和光市下水道排水設備指定工事店等審査委員会を設置する。

(事務連絡会)

第24条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、必要に応じ、指定工事店と事務連絡会を開催することができる。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、和光市下水道条例施行規則等を廃止する規則（平成26年規則第2号）の規定による廃止前の和光市下水道排水設備指定工事店規則（平成10年規則第37号。以下「廃止前の規則」という。）の規定によりなされた許可等の処分その他の行為又はこの規程の施行の際現に廃止前の規則によりなされている許可等の申請、届出その他の手続は、この規程の相当規定によりなされた許可等の処分その他の行為又は許可等の申請、届出その他の手続とみなす。

3 この規程の施行の際、現に廃止前の規則第8条の規定により交付された指定工事店証及び第16条の規定により交付された責任技術者証は、それぞれこの規程第8条により交付された指定工事店証及び第16条により交付された責任技術者証とみなす。

附 則（平成27年公企管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年公企管規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公企管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

和光市下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・更新)

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

和光市下水道排水設備指定工事店として指定を受けたいので申請します。

申 請 者	ふりがな	
	商号	
	ふりがな	
	代表者住所	
	ふりがな	
	代表者氏名	印
	ふりがな	電話 ()
	営業所(店舗) の所在地	電話 ()

添付書類

- 1 申請者(法人の場合は代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものではないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し及び履歴書
- 3 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 4 営業所(店舗)の平面図及び写真並びに付近見取図
- 5 専属責任技術者名簿
- 6 責任技術者証の写し
- 7 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- 8 更新の場合は、指定工事店証の写し

様式第2号(第4条関係)

営業所又は店舗の平面図及び付近見取図			
平面図		建物延べ床面積	m ²
付近見取図	線	駅下車	バス・徒歩
			分

- 注 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚添付すること。
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

様式第3号(第4条関係)

専属責任技術者名簿(新規・更新)

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

工事店指定番号 第 号
商 号
営業所(店舗)所在地 〒
電話 ()
代 表 者 氏 名 印

ふりがな 専属者氏名	住 所	登録番号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

添付書類

- 1 責任技術者証の写し
- 2 次のいずれかの書類の写し(責任技術者の専属が確認できるものに限る。)
 - (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険被保険者証
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書
 - (3) 責任技術者の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書

様式第4号(第7条関係)

文書記号第 号

年 月 日

様

和光市下水道事業 和光市長 印

和光市下水道排水設備指定工事店
指定決定通知書(新規・更新)

和光市下水道排水設備指定工事店規程第7条の規定による審査の結果、適格と認め、次のとおり指定工事店に決定したので通知します。

指 定 番 号	第 号
商 号	
代 表 者 住 所	
代 表 者 氏 名	電話 ()
営 業 所 (店 舗) の 所 在 地	電話 ()

様式第5号(第8条関係)

和光市下水道排水設備指定工事店証

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 

和光市下水道排水設備指定工事店規程第7条の規定により、次のとおり和光市指定下水道工事店として指定する。

指 定 番 号	第	号
指定工事店名 (商 号)		
営業所所在地		
代 表 者 氏 名		
指定の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

様式第6号(第8条関係)

和光市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

和光市下水道排水設備指定工事店証の再交付を受けたいので申請します。

申 請 者	指 定 番 号	第	号
	指 定 工 事 店 名 (商 号)		
	代 表 者 氏 名	印	
	営 業 所 (店 舗) 所 在 地	電 話 ()	
理 由			

添付書類

き損した場合は、和光市排水設備指定工事店証

様式第7号(第10条関係)

和光市下水道排水設備指定工事店辞退届

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

和光市下水道排水設備指定工事店を辞退したいので届け出ます。

申 請 者	指 定 番 号	第	号
	指 定 工 事 店 名 (商 号)		
	代 表 者 氏 名	印	
	営 業 所 (店 舗) 所 在 地	電 話 ()	
理 由			

添付書類

和光市下水道排水設備指定工事店証

様式第9号(第11条関係)

文書記号第 号

年 月 日

様

和光市下水道事業 和光市長 印

和光市下水道排水設備指定工事店指定取消・停止通知書

和光市下水道排水設備指定工事店規程第11条の規定により、次のとおり指定工事店の指定の取消し・停止をしたので通知します。

指 定 番 号	第 号
商 号	
代表者住所・氏名	
営 業 所 所 在 地	
取 消 年 月 日	年 月 日
停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
取消し・停止の理由	

様式第 10 号(第 15 条関係)

和光市排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

和光市排水設備工事責任技術者として登録したいので申請します。

申	ふりがな 氏名	印
	生年月日	年 月 日
請	住所	〒 電話 ()
	登録番号 (登録更新者のみ)	第 号
者	勤務先	〒 所在地
		会社名 電話 ()

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 責任技術者試験合格証の写し(新規登録者の場合)又は責任技術者証及び更新講習受講修了証の写し(登録更新者の場合)
- 3 履歴書
- 4 写真2枚(最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦2.5cm×横2.0cm)

様式第 12 号(第 16 条関係)

和光市排水設備工事責任技術者証

表

6.0cm			登録番号第	号	
			和光市排水設備工事責任技術者証		
6.0cm	2.5cm	写	真	氏 名	
				生 年 月 日	年 月 日
				住 所	
				発行年月日	年 月 日
				有効期限	年 月 日
	2.0cm	上記の者は、和光市下水道排水設備指定工事店規程の規定による排水設備工事責任技術者であることを証する。			
			和光市下水道事業	和光市長 	
	9.0cm				

裏

異動年月日	異 動 内 容

本証に関する責任技術者の責務

- 1 排水設備の工事に関する業務に従事するときは、本証を常に携帯し、要求があったときは、提示しなければならない。
- 2 本証をき損し、又は紛失したときは、直ちに再交付を受けなければならない。
- 3 住所、氏名等に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 登録を停止され、又は取り消されたときは、本証を遅滞なく返納しなければならない。

様式第 13 号(第 16 条関係)

責任技術者住所等異動届

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

登録番号 第 号
氏 名 印

次のとおり異動があったので届け出ます。

新住所	〒 電 話 ()		
旧住所	〒 電 話 ()		
ふりがな 新 氏 名		ふりがな 旧 氏 名	
新 勤 務 先	名称 所在地	前 勤 務 先	名称 所在地
工 事 店 指 定 番 号	第 号	工 事 店 指 定 番 号	第 号

添付書類

氏名及び住所又は住居表示の変更の場合は、住民票の写し及び責任技術者証

様式第 14 号(第 16 条関係)

責任技術者証再交付申請書

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

責任技術者証の再交付を受けたいので届け出ます。

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒
再交付の理由	

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 写真2枚(最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦2.5cm×横2.0cm)

様式第 15 号(第 19 条関係)

和光市排水設備工事責任技術者登録抹消申請書

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話 ()

和光市排水設備工事責任技術者の登録を抹消したいので、責任技術者証を添えて申請します。

勤務先名称	
勤務先所在地	電話 ()
登録番号	第 号
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録を抹消したい日	年 月 日
抹消理由	

様式第 16 号(第 19 条関係)

和光市排水設備工事責任技術者登録抹消証明書

住 所	〒
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
抹消前の登録年月日	年 月 日
登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日

上記の者について、和光市排水設備工事責任技術者の登録を抹消したことを証明します。

年 月 日

和光市下水道事業 和光市長 印

文書記号第 号

年 月 日

様

和光市下水道事業 和光市長 印

和光市排水設備工事責任技術者取消・停止通知書

和光市下水道排水設備指定工事店規程第21条の規定により、責任技術者の取消し・停止をしたので通知します。

登録番号	第 号
取消年月日	年 月 日
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消し・停止の理由	

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第15条関係)

様式第11号 (第15条関係)

様式第12号 (第16条関係)

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第19条関係)

様式第16号 (第19条関係)

様式第17号 (第21条関係)